

第二号議案

大分県立高等学校学則等の一部改正について  
大分県立高等学校学則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月十一日提出

大分県教育委員会教育長 岡本 天津 男

大分県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(大分県立高等学校学則の一部改正)

第一条 大分県立高等学校学則(昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「教科・科目の一部」を「一部の科目又は総合的な探究の時間」に改める。  
第十三条の二第一項及び第二項中「科目」の下に「又は総合的な探究の時間」を加える。

第十六条中「までに」の下に「、入学料を納付し、かつ」を加え、「膳本に入学料を添えて、」を「膳本を」に改める。

別表中

大分県立国	大分県立国 東高等学校					
	双国校	本校				
	国東市	国東市				
	全日制	全日制	普通科	園芸ビジネス	環境土木科	電子工業科
		総合ビジネス	ス	科	ス	

を

東高等学校	本校	国東市	全日制	ス 科 環 境 土 木 科 電 子 工 業 科
-------	----	-----	-----	--

に改める。

(大分県立特別支援学校学則の一部改正)

第二条 大分県立特別支援学校学則(昭和四十二年大分県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項及び第二項中「科目」の下に「又は総合的な探究の時間」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日(令和四年四月一日)から施行する。

(経過措置)

2 平成三十一年三月三十一日以前に高等学校及び特別支援学校高等部に入学した生徒(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第九十一条(同規則第三百三十五条第五項において準用する場合を含む。))の規定により同日後に入学した生徒で同日以前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。)に係る単位の認定についてのこの規則による改正後の大分県立高等学校学則第十二条並びに第十三条の二第一項及び第二項並びに大分県立特別支援学校学則第十条の二第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「総合的な探究の時間」とあるのは、「総合的な学習の時間」とする。

提案理由

学校教育法施行規則等の一部改正、県立国東高等学校双国校の廃止及び県立高校の入学料に係るオンライン決済の導入に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。

○大分県立高等学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条～第十一条の二（略）</p> <p>（定時制の課程又は他の通信制の課程との併修）</p> <p>第十二条 通信制の課程及び定時制の課程に在籍する生徒は、高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）第十二条に基づき、校長の許可を得て、一部の科目又は総合的な探究の時間について併修することができる。</p> <p>第十三条（略）</p> <p>（他の学校における学習成果の単位認定）</p> <p>第十三条の二 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の学校において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。</p> <p>2 前項の規定により、生徒が他の学校において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得する場合には、当該他の学校の校長は、当該生徒について一部の科目又は総合的な探究の時間の履修を許可することができる。</p> <p>3（略）</p> <p>第十三条の三～第十五条（略）</p>	<p>第一条～第十一条の二（略）</p> <p>（定時制の課程又は他の通信制の課程との併修）</p> <p>第十二条 通信制の課程及び定時制の課程に在籍する生徒は、高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）第十二条に基づき、校長の許可を得て、<u>教科・科目の一部</u>について併修することができる。</p> <p>第十三条（略）</p> <p>（他の学校における学習成果の単位認定）</p> <p>第十三条の二 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の学校において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。</p> <p>2 前項の規定により、生徒が他の学校において一部の科目の単位を修得する場合には、当該他の学校の校長は、<u>当該生徒について一部の科目</u>の履修を許可することができる。</p> <p>3（略）</p> <p>第十三条の三～第十五条（略）</p>

(入学の手續)

第十六条 入学を許可された者の保護者は、所定の期日までに、入学料を納付し、かつ、誓約書(第七号様式)及び住民票の謄本を  
校長に提出しなければならない。

第十七条〜第三十三条 (略)

別表(第二条関係)

(略)	大分県立高 田高等学校		本校	豊後高田市		全日制	普通科
	大分県立国 東高等学校		本校	国東市		全日制	普通科 園芸ビジネ ス科
	(削る)						環境土木科 電子工業科
	(削る)						
	(削る)						

(入学の手續)

第十六条 入学を許可された者の保護者は、所定の期日までに、誓約書(第七号様式)及び住民票の謄本に入学料を添えて、校長に提出しなければならない。

第十七条〜第三十三条 (略)

別表(第二条関係)

(略)	大分県立高 田高等学校		本校	豊後高田市		全日制	普通科
	大分県立国 東高等学校		本校	国東市		全日制	普通科 園芸ビジネ ス科
	双国校						環境土木科 電子工業科
	国東市						総合ビジネ ス科
	全日制						

○大分県立特別支援学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条～第十条（略）</p> <p>（他の学校の高等部又は県立高等学校における学習成果の単位認定）</p> <p>第十条の二 校長は、教育上有益と認めるときは、高等部の生徒が当該校長の定めるところにより他の学校の高等部又は県立高等学校において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。</p> <p>2 前項の規定により、高等部の生徒が他の学校の高等部又は県立高等学校において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得する場合には、当該他の学校又は県立高等学校の校長は、当該生徒について一部の科目又は総合的な探究の時間の履修を許可することができる。</p> <p>第十条の三～第二十九条（略）</p>	<p>第一条～第十条（略）</p> <p>（他の学校の高等部又は県立高等学校における学習成果の単位認定）</p> <p>第十条の二 校長は、教育上有益と認めるときは、高等部の生徒が当該校長の定めるところにより他の学校の高等部又は県立高等学校において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。</p> <p>2 前項の規定により、高等部の生徒が他の学校の高等部又は県立高等学校において一部の科目の単位を修得する場合には、当該他の学校又は県立高等学校の校長は、当該生徒について一部の科目の履修を許可することができる。</p> <p>第十条の三～第二十九条（略）</p>

## 大分県立高等学校学則等の一部改正について

## 高校教育課

## 1 改正する学則

大分県立高等学校学則（以下「高校学則」という。）及び大分県立特別支援学校学則（以下「特支学則」という。）

## 2 改正理由

## (1) 学校間連携及び定通併修の対象拡大関係

多様な学習ニーズへの対応を図るため、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令により、学校間連携（※1）及び定通併修（※2）による単位認定の対象が、科目の単位のみならず、「総合的な探究の時間」の単位も含まれることとなったことに伴い、所要の規定の整備を行うもの。

（※1）生徒が他の高等学校において一部の科目の単位を修得した場合、その単位数を自校の卒業に必要な単位数に含めることができる制度

（施行規則第97条）

（※2）①通信制の課程の生徒が、自校の定時制の課程又は他校の定時制若しくは通信制の課程において一部の科目の単位を修得した場合、②定時制の課程の生徒が、自校の通信制又は他校の通信制の課程において一部の科目の単位を修得した場合、その単位数を自校の卒業に必要な単位数に含めることができる制度

（通信教育規程第12条）

## (2) 国東高校双国校廃止関係

大分県立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例（令和3年大分県条例第37号）により、大分県立国東高等学校双国校が廃止されることに伴い、規定の整備を行うもの

## (3) 入学金オンライン決済導入関係

大分県電子申請システムによる県立高校の入学金に係るオンライン決済（クレジットカード決済）の導入に伴い、規定の整備を行うもの

※ 令和4年度の新入生について、大分工業高校において試行

## 3 改正内容

- (1) 学校間連携及び定通併修による単位認定の対象に「総合的な探究の時間」を加える。〔高校学則第12条及び第13条の2並びに特支学則第10条の2関係〕
- (2) 「大分県立国東高等学校双国校」に係る部分を削る。〔高校学則別表関係〕
- (3) 入学金の納付に係る部分について、次のとおり改正する。〔高校学則第16条〕

現 行	改 正 案
<p>_____、誓約書 （第七号様式）及び住民票の<u>謄本</u> に入学金を添えて、校長に提出し なければならない。</p>	<p>、入学金を納付し、かつ、誓約書 （第七号様式）及び住民票の<u>謄本</u> を_____校長に提出し なければならない。</p>

## 4 施行期日

令和4年4月1日